別表十二(十五)の記載要領第二号中「又は別表四の二付表「加算」」を削り、「別表四「49」又は別表四の二付表「52」」を「同表「49」」に改め、同第三号中「又は別表四の二付表「52」」を削り、同第四号(1)中「第18条の３第１項の指定若しくは」を「第18条の３第１項の指定又は」に改め、「。(1)において「令和３年改正法」という。」及び「又は同日以後に令和２年旧震災特例法第26条の３第１項の指定若しくは令和３年改正法附則第115条第２項（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）に規定する旧指定を受けた連結法人」を削り、「令和３年改正法附則第103条第２項」を「同項」に改め、「又は同日前に令和３年改正法附則第115条第２項に規定する旧指定を受けた連結法人」を削り、同号(2)中「又は当該連結事業年度の月数」を削り、同第五号中「又は連結法人が令和２年旧震災特例法第26条の４第１項（連結法人の再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十二(十六)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事　業　年　度」に、「基準事業年度等の終了の日における福島再開投資等準備金の金額（基準事業年度等の終了の日における(24)）」を「基準事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額（基準事業年度終了の日における(24)）」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が震災特例法第18条の８（福島再開投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十二(十六)の記載要領第二号中「又は連結事業年度」及び「又は令和２年旧震災特例法第26条の８第３項各号」を削り、同第四号中「又は当該連結事業年度の月数」を削る。

別表十二(十七)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事　業　年　度」に、「基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額」を「基準事業年度終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額」に改め、同表の記載要領第１号中「。以下この号において「平成29年改正法」という。」を削り、「平成29年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の３第３項」を「同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の３第３項」に改め、「又は連結法人が平成29年改正法附則第83条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の43の３第３項若しくは第４項（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第二号(1)中「。(1)において「平成29年改正令」という。」を削り、「平成29年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第32条の４第２項第１号」を「同令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第32条の４第２項第１号」に改め、「又は平成29年改正令附則第27条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の72の３第１項第１号（特定事業再編投資損失準備金）」を削り、同号(4)中「又は当該連結事業年度の月数」を削る。

別表十二(十八)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事　業　年　度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十二（十八）　記載要領

この表は、法人で採石法（昭和25年法律第291号）第32条の３第１項（登録及びその通知）に規定する採石業者登録簿に登録されている者又は鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条（設定の出願）に規定する許可若しくは同法第77条（設定の申請）に規定する認可を受けた露天掘による石炭の採掘の事業を営む者であるものが経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第65条第１項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６第３項から第７項まで（特定災害防止準備金）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第41条第１項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第５条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６第３項から第７項まで（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十二(十九)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事　業　年　度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十二（十九）　記載要領

この表は、法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和61年法律第42号）第４条（整備事業計画の継続が困難な場合）に規定する認定事業者であるものが所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第34条第２項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第５条の規定による改正前の租税特別措置法第56条第３項から第８項まで（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。